

政策評価懇談会（第6回）議事録

1. 日 時

平成16年3月12日（金）15：30～17：30

2. 場 所

最高検察庁大会議室

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

島野 穹子	つくば国際大学産業社会学部教授
竹内 洋	弁護士
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長) 藤本 哲也	中央大学法学部教授
山根 香織	主婦連合会常任委員
六車 明	慶應義塾大学法学部教授

< 省内出席者 >

横田 希代子	大臣官房人事課付
佐藤 淳	大臣官房施設課付
由良 卓郎	訟務部門訟務調整官
大場 亮太郎	司法法制部参事官
泰田 啓太	民事局付
甲斐 行夫	刑事局参事官
西田 博	矯正局国際企画官
柿澤 正夫	保護局参事官
釜井 景介	人権擁護局付
上原 巻善	入国管理局入国管理企画官
阪井 博	法務総合研究所総務企画部付
川上 露秋	公安調査庁企画調整官
高橋 裕紀	大臣官房秘書課広報室長
石川 健一	大臣官房秘書課情報管理室長

< 事務局 >

倉吉 敬	大臣官房秘書課長
黒川 弘務	官房参事官（総合調整担当）
森本 加奈	大臣官房秘書課付
津本 充俊	大臣官房秘書課政策評価企画室長
横澤 宗彦	大臣官房秘書課政策評価担当補佐官

4. 議 題

討議

平成15年度以降の政策評価の実施について

- ・平成15年度法務省事後評価の実施に関する計画改定案について
- ・平成16年度法務省事後評価の実施に関する計画案について

5. 配布資料

- 資料1：法務省が実施した政策評価についての審査結果（抜粋）
- 資料2：法務省事後評価の実施に関する計画（平成15年度）改定（案）
- 資料3：法務省事後評価の実施に関する計画（平成16年度）策定（案）
- 資料4：法務省事後評価の実施に関する計画（平成15年度）改定（案）新旧対照表
- 資料5：法務省事後評価の実施に関する計画（平成16年度）において新規に実施対象とする政策等について（案）
- 資料6：政策評価実施のフロー図（平成14年度～平成16年度）

参考資料

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令
- 政策評価に関する基本方針
- 法務省政策評価に関する基本計画
- 法務省事後評価の実施に関する計画（平成15年度）
- 法務省事後評価実施結果報告書（平成14年度）

6. 議 事

藤本座長：定刻になりましたので、ただいまから第6回政策評価懇談会を開催いたします。

討議に入ります前に、当懇談会の事務局で人事異動があったとのことですので、自己紹介をお願いしますでしょうか。

黒川官房参事官：1月16日付けで官房参事官を拝命いたしました黒川でございます。前任は司法法制課長をしておりまして、司法制度改革その他を担当しておりました。この関係初めてでいろいろご迷惑をお掛けいたしますが、どうぞよろしくご指導お願いいたします。

藤本座長：ありがとうございました。本日は、平成15年度以降に法務省が実施する政策の評価について、その目標や指標の適否など、評価手法について御議論をいただきたいと思っております。

御議論に入ります前に、本年度法務省が実施・公表した政策評価について、総務省が審査を実施し、その結果を発表したということですが、本日の御議論の参考になると思っておりますので、まず、その概要について、事務局から説明願います。

横澤補佐官：それでは、法務省が実施した政策評価についての審査結果の内容について、簡単に御説明いたします。

参考資料としてお配りしております「行政機関が行う政策の評価に関する法律」をご覧ください。この法律の第12条第2項には、「総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。」と規定されており、これを受けて、同じく参考資料としてお配りしております「政策評価に関する基本方針」

の 2(3)イにおいて、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は、「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」に重点的かつ計画に取り組むこととされています。これらに基づき、総務省では、客観性担保評価活動を実施しているわけですが、平成15年度においては、概算要求に向けて行われた政策評価を中心に、個々の評価について審査を行い、結果をそれぞれの府省に通知しました。当省については昨年11月28日に通知がありました。

当省が実施した政策評価のうち、今回審査の対象となったものは、「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書」における計21件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価1件を除いた20件の評価及び、「平成15年度法務省事前評価実施結果報告書」における計5件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価1件を除いた4件の評価です。これらの審査結果のうち、今回の会議で御意見を伺います、平成15年度の実施計画の改定及び平成16年度の実施計画の策定に関わりますものは、実績評価についての審査結果ですので、その部分を中心に御説明させていただきます。

資料1の1ページ、「2 実績評価についての審査」をご覧ください。審査の考え方と点検の項目についてですが、今回は、「目標の設定状況」及び「目標の達成度合いの判定方法」について審査することとし、それぞれ2つの点検項目を設けています。

まず、「目標の設定状況」ですが、実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価することを基本とする評価方式でありますので、その目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要があることから、「目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているか」及び、「目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期（基準年次）及び目標を達成しようとする時期（達成年次）が設定されているかどうか」の2点について、点検が行われました。なお、目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもありえますが、その点について、今回の審査では精査をしていないとのことでした。

次に、「目標の達成度合いの判定方法」についてですが、実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することを基本とするものであり、目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましいと考えられます。この点について、目標に対する実績が数値で測定することができるようになっていけば、目標の達成度合いは明らかですので、その水準どのように評価するのかについての判定基準が明示されていけば、達成度合いを客観的に評価することが可能となりますが、目標の達成度合いを数値で表すことができず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合におきましては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められると考えられます。そこで、「目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的に明確になっているかどうか」及び「目標の達成度合いが数値で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一步であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか」の2点について、点検が行われました。

当省が実施した個々の評価に対する審査結果については、資料の3ページ以下をご覧ください。

まず、「目標の設定状況」の「目標値等の設定の有無」欄について、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合や、定性的なものであっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」が記入され、いずれにも該当しない場合には「-」が記入されています。当省が実施した評価のうち、「○」が記入されたのは、「登記事務のコンピュータ化」、「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」、「更生保護活動の推進」、「行政事務の効率化」及び「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」の5つであり、その他は「-」となっています。

次に、同じく「目標の設定状況」の「目標期間の設定の有無」欄についてですが、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「 」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「 」を記入し、それらが設定されていない場合には「 - 」が記入されています。当省が実施した評価のうち、「基準年次」、「達成年次」とともに「 」となっているのは、「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」及び「行政事務の効率化」の2つであり、「達成年次」のみ「 」となっているのは、「登記事務のコンピュータ化」となっています。その他についてはすべて「年度ごと」になっています。「年度ごと」としている政策が多いことについて、当省は、毎年度一定の水準で成果を達成すべき性質の政策が多いことなどから、基本的に年度ごとに評価を行うこととしています。

「目標の設定状況」について、次のページの総括記述欄には、「19政策中、5政策については、目標に関し達成すべき水準が数値化等により具体的に特定されるとともに目標期間が明らかにされており、目標達成に向けた進捗状況が分かるようになっている。」とあり、特に、「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」については、「基準年次の翌年から達成年次までの各年次に達成すべき水準をそれぞれ定め、各年次ごとの目標達成状況が明確にできるようにしている例が見られる」と肯定的な評価を得ています。その一方、「14政策については、達成しようとする水準が具体的に特定されていないことから、進ちょく状況が定量的に把握できるようになっていない。これらの政策に係る施策については、施策に係る業務の実施状況から基本目標や達成目標を総合的に判断しようとしている場合が多い。」との指摘があり、これに対し当省は、「当省の主たる任務は、基本法制の維持・整備、法秩序の維持、国民の権利擁護等であり、当省の政策の特性上、達成すべき水準を適切な指標を用いて、かつ、数値で表すなど具体的に特定することが困難な政策が少なくないが、可能な限り目標の達成状況に関連した測定可能な指標を用いて、評価の客観性に努める」としています。

続いて、「目標の達成度合いの判定方法」欄についてですが、目標の達成度合いについての判定基準が数値化されているか、又は、具体的に明確なものとして示されている場合には「 」を記入し、示されていない場合には「 - 」が記入されています。当省が実施した評価のうち、「 」となっているのは、「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」、「更生保護活動の推進」及び「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」のみであり、その他はすべて「 - 」となっています。「 」が記入されたものについては、測定された実績値が目標値に達したかどうかで判定することとしており、これらについては、目標が達成されなかった場合には、その原因を掘り下げて分析した上、当該政策の継続の適否について評価し、必要に応じて改善方を検討していくこととしています。

この「目標の達成度合いの判定方法」欄について、資料2ページの（目標の達成度合いの判定方法）の にある「目標の達成度合いが数値で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一步であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか」が示されているものについては、「 」が記入されますが、この点に関し、当省では、達成度合いについての明確な判定基準がないまま、目標の達成度合いについてパターン化した記述をしようとしても、その判定は主観的にすぎないものとなり、統一的な判定基準の策定は困難であり、達成度合いの判定結果をパターン化して示すという方法ではなく、当省が実施した政策・施策がどのように貢献しているのかを、報告書に記載している情報を用いて論理的に説明することによって、国民にとってより分かりやすいものとなるよう工夫しているとしています。

この他、目標の設定方法について、「総括記述」欄に、「政策評価は、政策効果の把握を基礎として行うものであるが、19政策については、行政活動に着目して記述されている目標が少なくない」との指摘を受け、また、指標の設定方法についても、同じく「総括記述」欄に、「目標の達成状況を具体的に測定していくための指標につい

て見ると、19政策について設定されている60指標のうち、9割はアウトプットに着目した指標となっている。達成すべき目標に対する実績を測定し、政策効果の発現状況を把握するためには、できる限りアウトカムに着目した指標を設定していくことが望ましい」との指摘を受けました。

次に資料5ページの「3 総合評価についての審査」をご覧ください。

これは、「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書」において、評価結果を公表した「オウム真理教対策」についての審査結果ですが、評価結果の内容を紹介しているにとどまったものとなっています。なお、当省において、総合評価方式を実施しているものとして、「法制度の整備について」がありますが、これについては、評価期間中であることから、今回の審査の対象外となっています。

最後に資料6ページの「4 事前の事業評価についての審査」をご覧ください。今回は、2つの点検項目によって審査が行われました。

まず、「政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて」ですが、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められます。また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではありません。そこで、「政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。」「政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確かさがどのように検証されているか。」及び、「費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がなされているか。また、定量的な分析は試みられているか。」について点検が行われました。

次に、「事前評価の結果の妥当性の検証について」ですが、政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましいと考えられます。また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましいと考えられます。そこで、「事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。」「また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。」について点検が行われました。

審査結果は8ページ以降でございますが、おおむね肯定的な審査結果となっています。

以上、簡単ですが、「法務省が実施した政策評価についての審査結果」について説明を終わります。

藤本座長：ただ今の説明につきまして、御質問や御意見等あればお願いします。

どなたかございますか。

本日欠席しております立石委員から御意見をいただいておりますので、事務局から実績評価についての審査総括記述についての御意見を読み上げていただけますか。

立石委員：4ページの総括記述の中で、15行目で「可能な限り目標の達成状況に関連した測定可能な指標を用いて、評価の客観性確保に努める」という法務省のスタンスが記述されている。この点は是非守ってほしい。組織の最終的な評価は、結局数字で示されないと意味がないと思う。もう一点は、19行目以降で、目標が数値化されている政策については、未達の場合の原因究明と改善策の検討を行う旨が記されている。これも非常に重要なことである。企業経営の中ではP（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：検証）、A（Action：改善）とよく言われるが、この

サイクルの過程についても外部へ分かるように開示していくことが望ましい。

藤本座長：これにつきましては、秘書課の方からご回答願います。

横澤補佐官：それでは、回答させていただきます。いずれの御意見についても、立石委員ご指摘のとおりと考えております。本日御議論いただきます平成15年度の実施計画の見直し、平成16年度の実施計画の策定に関しましては、総務省の審査を踏まえて各政策評価所管部局にご検討いただいておりますので、これからの先の御議論の中でもこの観点からも委員の皆さまから御意見を頂戴できればと思います。

藤本座長：そのほか何か御意見はありませんか。それでは、立石委員から事前の事業評価についての審査における総括記述についても御意見が出ておりますので、事務局の方から読み上げてください。

立石委員：8ページの総括記述の最終段階で、PFI方式で事業整備されるに至った理由の記述が不明確との指摘があるが、これも非常に重要な論点である。PFIが増えているということもあるが、「もっといい整備方式が他にあったのでは？」といった批判があっても対処できるように、今後は方式別の評価も加えておくことが望ましい。

藤本座長：これについては施設課の方からお願いいたします。

施設課：ご指摘を受けた苫小牧法務総合庁舎でございますけれども、これは法務省で初めてのPFIによる整備でございます。パイロット事業として位置づけられております。通常整備にするかPFI整備すべきかという点につきましては、評価手法が現段階では未開発でございますので、この件につきましては、通常整備での評価形式により評価しております。しかしながら、パイロット事業に位置づけられておりますので、その費用対効果、評価手法につきましては、ご指摘を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

藤本座長：ありがとうございます。今の点について、何か御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、この件はこれで終わりにしまして、本年度の実施計画の見直しについて御意見を伺ってまいりたいと思います。

まず、事務局から、本年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の改定案について、説明願います。

森本課付：それでは、平成15年度の事後評価の計画の改定案について御説明いたします。

資料4をご覧いただきたいと思いますが、左の「現行」とあるのは、平成15年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の現行の内容であります。実施計画につきましては、本日も、参考資料として配布させていただいておりますが、平成15年度の1年間を計画期間として、事後評価の対象とする政策を定めたものであり、平成15年度の政策評価を実施するに先立ち、昨年3月に開催いたしました第3回政策評価懇談会での皆さまからの御意見を踏まえつつ、3月28日に策定したものです。そして、本年度の政策評価は、この実施計画に基づき実施しています。

この平成15年度の実施計画に定めている基本目標や達成目標、指標の見直し案につきましては、前回の政策評価懇談会において、委員の皆さまにお諮りしたところですが、その後さらに見直しのための検討を進め、また、先ほど横澤補佐官より御説明いたしました、「法務省が実施した政策評価についての審査結果」での指摘事項を踏まえ、今後、本年度の政策評価の実施結果を取りまとめていく上で、改めるべきではないかと思われるところについて、その改定案を作成した次第です。

改定内容については、資料4に取りまとめたとおりであり、現行の実施計画に定めている基本目標、達成目標、指標は、この資料の左の「現行」の欄に記載したとおりですが、これについて、右の「改定(案)」の欄に赤字で記載したように改め、青字で記載した事項について、新たに実施計画に盛り込んでどうかと考えているところがあります。

それでは、改定の方針について、その概要を御説明いたします。

最初に、赤字で記載した部分について御説明いたします。まず、現行の基本目標に

については、アウトプットとなっているものが多いため、これをアウトカム目標となるよう、その記載を改めようとするものであります。基本目標は、政策の実施によって、どのようなことを実現しようとしているのかを国民に明らかにするものであり、施策の実施によりどれだけのサービスなどを提供したのかというアウトプットではなく、サービスを提供した結果としてどのようなアウトカム、つまり、成果がもたらされるのかということに着目した目標を設定すべきであることから、できる限り、アウトカムベースの基本目標に改定することを考えているものです。

達成目標については、達成しようとする水準を明確にするため、具体的な目標に改定するほか、現行の実施計画において達成目標を設定していないものについては、新たに達成目標を定めることを考えています。

指標につきましても、同様に具体的なものに改定することを考えています。

次に青字で記載した部分について御説明いたします。先ほど御説明いたしましたとおり、青字で記載した部分は、新たに実施計画に盛り込んでどうかと考えているものであります。まず、実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していくことを基本とする方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要があります。そこで、評価期間を明確にするため、新たに「基準年次」及び「評価総括年次」を記載するとともに、達成すべき水準を明確にするため、各指標ごとに「目標値等」を記載することを考えています。さらに、政策の実績を直接測定することのできる指標ではないものの、達成度合いを推し量る上で参考になる指標を「参考指標」として記載することを考えています。

以上、改定の方針について大まかに御説明いたしましたが、具体的な改定内容については、御質問等があれば、担当部局から説明させていただき準備をしておりますので、委員の皆さまには、それぞれ、専門的知見、あるいは、有識者としての国民の視点から、これらについて御意見・御指摘をいただければと思います。

藤本座長：それでは、今の説明について、御質問や御意見等があればお願いします。ありませんか。ないようでしたら、改定案の内容について、御意見を伺ってまいりたいと思います。

まず、資料4の1ページ「1事業評価方式を使用する政策」から「2実績評価方式を使用する政策」の「(1)国民の権利の保全に関する法制度の維持・運営及び国民の基本的権利の擁護」までで意見があればお願いします。

ございませんか、それでは、ここの部分につきましても、立石委員から御意見をいただいておりますので、事務局からまず、資料1ページの「登記事務のコンピュータ化」についての御意見を読み上げていただけますか。

立石委員：基本目標のところは、迅速な書類交付や待ち時間の短縮など、国民へのメリットが明確に記述されている。以前、私が指摘した点が盛り込まれており大変によい。さらに欲を言えば、その国民へのメリットを数字で示すことである。どの程度の投資で電子化が進み、時間短縮などがどの程度達成されるのか、分かりやすく示せるようになればさらによい。すぐには無理だと思うので、今後も検討を進めてもらえばよい。

藤本座長：ありがとうございます。民事局お願いします。

民事局：立石委員からのご指摘であります時間短縮につきましては、民事局内でもどのような方法で数値化できるのか等検討してきたところであります。しかし、待ち時間の短縮という問題は、ただ単に登記事務のコンピュータ化だけでなく、それ以外の要素、利用者の混雑状況などの要素もございまして、どのように客観的に、しかも、信頼される数値を表せるのか引き続き民事局内で検討していきたいと思っております。

藤本座長：ありがとうございます。この点につきましても何かございますか。

なければ、もう一点立石委員の方から、「外国法事務弁護士の在り方」についての御意見をいただいておりますので、事務局お願いします。

立石委員：外国法事務弁護士増加は、日本企業のグローバル化がさらに進む中で避けら

れないトレンドであり，その側面支援を法務省がされていることを高く評価している。特に今回の案で，事務サービスの向上・弁護士の質の維持・承認取消者数ゼロの維持，というように「質」の面を政策目標に加えられたことを高く評価する。前回，申請事務処理の業務自体を見直す必要性について確か述べたと思うが，弁護士の「質」と申請承認の手続きのあり方とは密接な関係があるはずである。「質」を高めるには手続きを単に簡素化するわけにはいかず，量と質のバランスが非常に難しい。今後の大きな課題ではないか。

藤本座長：ありがとうございます。これについては司法法制部お願いします。

司法法制部：はい。立石委員からご指摘いただいている点，誠にそのとおりでございます。外国法事務弁護士の承認の手続きのあり方についてよく御理解いただいていると思います。この件に関しましては，申請手続の迅速化が求められている一方で，外国法事務弁護士の質の維持もございまして，この調和が日ごろの実務でも非常に難しいということで，当部としましても努力しております。今後も，この両方について両立できるよう努力していきたいと考えております。

藤本座長：ありがとうございました。

それでは，他の委員の先生，このあたり質問ございますか。3ページの法秩序の維持の前までございますが。

島野委員：2ページの の民事法律扶助事業の推進の指標のところですが，これは，希望する方が増加しているけれども，予算などの関係で，実施が低い水準にとどまっている，それを対前年度増ということなのでしょうか，何パーセント増という指標は作れないのでしょうか。

人権擁護局：指標としましては，前年度増ということで考えておりまして，評価の報告書の中で，達成度合いについて説明していく中で，何パーセント増えたということをも具体的に説明したいと考えております。10パーセント，15パーセント，20パーセントということは，数字が一人歩きするということもありまして，指標自体は対前年度増ということで設定したいと考えております。

藤本座長：よろしいですか。

島野委員：はい，分かりました。

藤本座長：ほかにございますか。

竹内委員：今の点ですけど，件数だけというのは，受理した件数だけ評価の対象とするということでしょうか。

人権擁護局：指標といたしまして，結局援助を実施した件数を指標にするということですよ。もちろん，前提としまして申込みの件数ですとか，本来，申し込まれるべき人がたどり着いていないといった問題があるかと思えますし，その点も総括して政策評価すべきかと思われませんが，指標はなるべく具体的にということでございますので，こういう形でセットさせていただきました。

竹内委員：たとえば，不受理になった件数であるとか，全体の申請件数に対して受理した件数の割合であるとか，そのような考え方はないのでしょうか。

人権擁護局：基本的には，法律相談から入りますので，ここの法律相談の実施件数のところで，申込み件数がほぼカバーされるということになります。そのうちの一部が代理援助，あるいは，書類作成援助という形で出てまいりますので，その審査の結果，援助されなかった件数もデータとしては当然報告書の中にも含まれてまいります。

竹内委員：それ自体は目標に入れられないということですか。

人権擁護局：はい。どういったものが，審査の結果，援助できなかったどうかということにつきましては，件数が少なければ良いのか多ければ良いのか一概には言えませんので，その点は何とも言えない側面がございます。

秘書課長：竹内委員のおっしゃっているのは，認容率がひとつの指標になるのではないかということだと思いますが，極端に考えますと，自分はお金をたくさん持っているのに，それを隠して法律扶助でやってもらうという事例もあり，これは蹴らないといけないわけです。このように筋が悪いものもありますので，純粋に認容率の達成率を

評価するのも難しいところでございます。

竹内委員：わかりました。そうしますと、不受理になった中身、資力があるにもかかわらず申請を出してきたというもの、勝訴の見込みがないのに申請してきたもの、あるいは、どちらにも引っかからないようなものなどいろいろあると思いますが、そういうものを分析しないと扶助事業の拡大がはかられているかどうか分からないのではないかと思います。ですから、逆に件数だけ評価しても分からないのではないかと思いますので、全体として総合的に評価する方法が適当ではないかという気がいたします。

人権擁護局：基本的には法律扶助の業務の評価につきましては、総合的な評価になると思っておりますが、できるだけ具体的に明確な指標を設ける必要があるということもありましてこのような形にしておりまして、この件数が伸びれば良い、ただそれだけの問題ではないということは当局も考えておりますので、報告書の表現の中で工夫していきたいと考えております。

藤本座長：竹内委員の意見も汲み取って、総合的に評価することも勘案していただければと思います。

そのほか、ございませんか。

六車委員：2ページののところなのですが、右側の欄で、基本目標の下に達成目標がありまして、赤字で債権管理回収業に対する監督の強化と書いてありますが、目標が監督の強化というのは、法務省の方が強化するということで、何かサービスの関係で問題が起きているなら書くべきだと思うのですが、目標としては、サービスの業界が健全化する、国民にとって良い業界になるように側面から支えていくようなそういうことがやるべきことで、達成目標が監督の強化というのは少し違和感があるのですが。

藤本座長：これは司法法制部お願いします。

司法法制部：ご指摘の点につきましては、法務省側の活動を具体的に説明したということとございまして、その結果、基本目標に掲げられているようなことが、国民の側から見たメリットが出てくるであろうということです。ですから、達成目標というのは法務省の活動としてこれをやっていくということです。

六車委員：そういう風に割り振っているわけですか。

司法法制部：そういう理解であります。

藤本座長：この点について何か意見がありますか。

司法法制部：行政側としては、そういった監督を強化することによって各サービスが規制を守ってくれるであろうと、その結果、基本目標に掲げられているメリットが達成するというところであります。

藤本座長：そうしますと、司法法制部がおっしゃったように、監督の強化によって公益を保護するなど、監督の強化のあとに言葉をつなげることによって誤解は生まれませんと思います。

島野委員：先ほど、総括的な説明が森本課付からありまして、その中でアウトプット、アウトカムという説明がありましたが、その言葉に合わせて今のサービスのところを説明していただきたいのですが。

藤本座長：一般的な総括説明でありましたように、アウトプットかアウトカムということになりますと、行政のサービスという一方的な方向ではなくて、結果としてどう反映したかということが評価の基本方針となるということでしたら、監督の強化というのはどのように説明するのか、アウトプット、アウトカムで説明して欲しいという島野委員の意見ですが、その点について説明できますか。

秘書課長：基本目標と達成目標の違いの点ですね。

秘書課付：基本目標については、アウトカムベースということで設定しております。ただ、その基本目標の達成度合いをはかっていくために、達成目標、指標を定めておりますが、そちらになりますと、すべてアウトカムで定め切れるのかということ難しい点がございます。

横澤補佐官：若干補足させていただきます。秘書課の政策評価企画室の基本目標と達成目標の整理の仕方でございますが、必ずしもそうなっているとは限らないのですが、できるだけこういう方向でということで、基本目標については、先ほどから御説明しているように、アウトカムということで、行政活動によって算出されるサービス、国民生活であるとか社会活動にもたらされる影響、成果、もたらされるものとしてアウトカムで表現する方法で整理させていただきました。達成目標につきましては、アウトプットの表現に近いのですが、行政活動そのもの、ひとつひとつの政策評価の対象がどんなものなのか、基本目標と達成目標をセットにすると、行政側と国民にもたらされる国民の側の視点両方とも理解いただけるような形にする方が、実施計画を公表した場合、国民の皆さま側から見れば、より理解いただけるのではないかとという視点で整理させていただきました。

島野委員：それで、の達成目標にあてはめればこれで良しということになるのですね。

横澤補佐官：この整理から言えば、適当かと思えます。

藤本座長：基本目標はアウトカム、達成目標の監督の強化はアウトプットになっているから良いだろうというのが事務局の説明ですね。御意見ございますか。

田辺委員：今の点なのですが、たとえば、2(1)の登記事務のコンピュータ化のところの基本目標で、一般的な行政の望ましい方向を文書として表現してあります。達成目標は、普通はそれをいつまで、どの程度までやるのかという、基本的にはアウトカムベースで達成目標を書く、それをもう少し数を入れ込むというのが数値的だと思います。アウトカムで表現することがなかなか難しい、アウトカムを達成するために何かしなければならぬというときの代理の考え方として、セカンドベストですが、アウトプット、要するに、こういうことを達成するために行いますと書くのが二義的ですので、アウトカムベースにしたほうが良いと思えます。他方で、基本目標と達成目標の仕分けは、それが基本的には普通だと思いますが、何が抜けるかということ、この活動をするために法務省は具体的に何を活動しているのかということが抜けますので、それは、こちらの計画の中はともかく、結果の方に達成するために何をしたのか、施策や活動内容を書き込むという整理をした方が間違いはないと思えます。この達成目標的なものをあまり入れますと、たとえば人数をとにかく確保する、組織を拡大するんだということで、アウトカムとしては社会的に意味がないということもありますので、それは非常に悪い目標設定になります。結論から言いますと、この債権管理回収業の監督の強化だけは、これはナチュラルな設定をしていると思えますが、監督を強化してどうするのということは一文入れておいた方が良いと思えます。

寺尾委員：監督行政をやっているところは、どこでも監督の強化と書くのかと伺えたので、なぜここだけ監督の強化と書くことが分かるようにすべきだと思いました。

司法法制部：基本目標と達成目標の関係をどう位置付けるのかということも、全体の話になると思えますので、これも勘案した上で考えたいと思えます。

藤本座長：ひとつの妥協案として、監督の強化のうしろに何かちょっとした文章を入れれば解決するのではないかとというのが全体の雰囲気でございますので、そのあたりを勘案してもう一度考えていただければと思えます。

寺尾委員：あるいは、監督が不十分であったという声があったのでしょうか。

司法法制部：特段、監督が不十分だというご指摘があるわけではありません。

寺尾委員：そうすると、もう強化は達成されているということですか。

司法法制部：強化達成ということは、今より強化するということです。

寺尾委員：特に問題がないのになぜ強化するのでしょうか。

司法法制部：数が増えておりますので、法務省の担当部局としてのパワーは強化していく必要はある、そういう趣旨です。

寺尾委員：しかし、人数的にサービサー等の数が増えることに対応して人数を増やすのを監督の強化と表現するのか、監督の維持と表現するのか、その強化というと、国民の側から見ると、権限行使が強化されるということでダイレクトにうつるので、その意味で六車先生はおっしゃったのだと思うのです。ネイキッド・パワーというか、裸

の権力ということで。何のために監督を強化することが必要なのか、あるいは、数が増えているからそれにあわせて、今の状況が劣化しないようにするとか、そういう表現であれば抵抗感はなくなると思います。

秘書課長：この点について、担当者はおそらく、サービサーというのは、一番困るのはヤクザまがいの強硬な取立てをされては困る、それを抑えなければならない、サービサーに対する被害にあうのは国民側から見れば、社会的弱者である、それを守らなければならないという気持ちから、監督の強化というメンタリティーがあって書いているのではないかと思います。ただ、表現については検討した方がいいのかという気もしますが、一般的に行政の権限が強化されると国民の生活が圧迫されるという点については、ここの場面では逆だということになります。

寺尾委員：はい。でしたらそれがわかるように、債務者の人権侵害というか、言葉を選んで、そうならないための監督の強化であるとすれば違った印象になると思います。

秘書課長：そこは少し検討してみましょうか。

司法法制部：はい。

藤本座長：そのほか今のところで何か質問はございますか。なければ、次の3ページの「(2)法秩序の維持(刑事・治安の面から)」から7ページの「(3)出入国の公正な管理」までで御意見があればお願いします。

六車委員：3ページの 通訳の指標の中で、研修人数<目標値等50人>とありますが、この50人というのは、十分な数なのでしょう。つまり、非常に犯罪が多くて全国に相当数の通訳をお願いする数が出て、それに対して初年度50人で、そのままいくと10年で全員が研修を受けられることになるのか、本来受けるべき人が何人中、1年目は50人ということが分かると、全体の計画の中の制度が分かるような気がするのですが。これだけ見ると、そこが分からず、どういう風にかき込むかは別として、事実の問題としても知りたいのですが。

藤本座長：これは刑事局をお願いします。

刑事局：直接担当していませんが、確かに全国の通訳人の中で少ないのではないかとこのイメージを持たれるのは理解されるところであります。ただ、これは毎年実施するようにしておりますので、継続的な努力のひとつとして理解いただきたいと思います。マンパワーなり、行政事務との兼ね合いでこのような研修プログラムを組んでいるということでございます。

藤本座長：捜査における通訳人の場合、司法制度の中では検察は別の管轄ですね。裁判も捜査とは別ですから、あくまでも検察段階ですね。そうすると、研修の対象者は検察事務官ですか。

刑事局：いいえ、これは通訳人です。

藤本座長：よくある検察事務官を語学の出張に出す、たとえば中国語を学ぶように4か月間出張に出すという研修制度がございますよね。それとは別ですか。

刑事局：はい、別です。

藤本座長：検察事務官ならばだいたい1,500人くらいとわかっていますから、その中でということになります。検察庁としては、どれくらいの通訳人を確保しているのですか。それを聞きたいところです。六車委員のおっしゃったように、それが分からないと50人という人数が適当なのかどうかは押しはかれないのですが。50人という人数がどこから出てくる数字なのかははっきりさせておく必要があると思います。

刑事局：数字は手元にはございませんので、書きぶりについても検討させていただきたいと思います。

藤本座長：数字につきましては、議事録をチェックする際のメール送信の時にでもご連絡いただければと思います。六車委員よろしいでしょうか。

六車委員：はい、担当者として知っておいた方がいいのではないかと意味で質問させていただきました。

藤本座長：ほかに何かございますか。なければ、これも立石委員の方から御意見をいただいておりますので、まず事務局の方から、4ページの「矯正施設における職業教育

の充実強化」についての御意見を読み上げていただけますか。

立石委員：「達成目標1」で受刑者に広く職業訓練機会を与える旨が加えられている。前回指摘をしたが、過剰収容問題が深刻化している中で、訓練機会を広く均等に提供していくことはチャレンジングな課題である。制度の趣旨からは、出所後の雇用確保という点も大事である。したがって、一案だが、たとえば指標のところに「出所後の就職率」といった類のものを含めることも考えてよいのではないか。その方が政策的に合致した成果を示すことになると思う。

藤本座長：これについては矯正局お願いします。

矯正局：まず、前段の職業訓練の機会の話ですが、確かに委員のおっしゃるように、過剰収容が継続しておりまして、職員の負担増も深刻な状況になってきておりますけれども、受刑者の改善更生と申しますか、円滑に社会復帰するには、職業訓練は非常に大事な処遇の基本ですので、引き続き矯正局としては、充実させていきたいと考えております。また、出所後の就職率の話なのですが、なかなか難しい問題がありまして、出所してからどのような仕事をしているのかというのはプライバシーの問題があって調査しにくいのと、現実的に調査が難しいという点がございまして、受講者数であれば、当局としては調査可能であるため、このような指標で対応したいと考えております。

藤本座長：この点に関して、何かございませんか。

ないようでしたら、立石委員から6ページの「外国人の円滑な受入れ」についても御意見をいただいておりますので、これについて事務局の方から読み上げていただけますか。

立石委員：日本にとって必要な専門的・技術的分野というのは、時流にしたがって変化する。今思い浮かぶのはロボット、ナノテク、バイオなどだが、これらも日本の産業動向によっては変わってしまうかもしれない。これは何度もお願いしていることだが、ぜひ企業のニーズを広く聞いてほしい。できれば企業との連携強化やヒアリングを含めた情報収集なども今後具体的に進めてほしい。

藤本座長：それでは、これについては入国管理局お願いします。

入国管理局：ご指摘のとおり、我が国の経済、あるいは産業等は多様化しており、グローバルな時代でございますので、社会のニーズを踏まえた出入国管理行政を展開していく必要性を認識しております。ここで個別に挙げられておりますロボット、ナノテク、バイオといった高度な技術、あるいは研究者の方につきましては、現行制度で十分受入れができる制度は取っております。また、企業のニーズについて広く意見聴取していくべきだという点につきましても、共通の意識を持っておりまして、入国管理局におきましては、中央レベルでございますと法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会がございまして、これは平成2年に発足しておりまして、出入国管理行政につきまして幅広く有識者のご意見をうかがっておりまして、この中で日本経団連の方とか、商工会といった方にも参加していただいております。それから地方におきまして、平成4年から各地方入国管理局におきまして、それぞれ開催場所を変えるなどして地方の企業の方々や有識者からの意見をお聞きしているところでございます。なお、こういった企業のニーズのほかにも国民の意識、経済産業や社会情勢はどうなっているのかという問題がございまして、その点につきましても幅広く情報収集していきたいと考えております。

藤本座長：ありがとうございます。それでは7ページの真ん中あたりまで何か御意見等ございますか。

田辺委員：7ページの 好ましくない外国人の排除ですが、中身についてはなく形式的な問題なのですが、政策評価の基本計画が平成16年度で終わりになっておりますので、評価総括年次が平成17年3月というのは妥当かと思うのですが、他方で、達成目標が、おそらくこれは治安プログラムから引っ張ってきたのだと思うのですが、平成20年3月までとなっておりますので、これは指標のところ5年間で不法滞在者数半減というのは治安プログラムの問題ですが、法務省の政策評価の

中で引き取ったときには、平成17年3月に総括するのであれば、平成17年3月の時点でどこまでやるのかという数字を出した方がよりの確だと思います。

藤本座長：今の点について入国管理局どうでしょうか。

入国管理局：ご指摘のとおり好ましくない外国人の排除のところの基準年次が平成12年3月、評価総括年次が平成17年3月としながら、達成目標のところでは平成16年1月が基準年次になっております。達成目標で平成16年1月から5年間で不法滞在者半減とさせていただきましたのは、犯罪対策閣僚会議における犯罪に強い社会の実現のための行動計画の中で示されておりまして、これを反映することで、このようにさせていただきました。他方で、基本目標のところ、基準年次を平成12年、評価総括年次を平成17年とさせていただきましたのは、平成12年3月に出入国管理基本計画というものを策定しておりまして、これが5年間の計画ということもございましてこのように設定させていただきました。評価総括年次であります平成17年3月の評価においては、政府の平成16年1月から5年間で半減という目標がありますので、それらをも踏まえて、効果の評価をしていくという考えでこのような設定をいたしました。

藤本座長：その点、田辺委員がおっしゃったように、評価総括年次と達成目標が重複しておりますが、どちらにあわせるにしても、あわせた際に矛盾はでないですか。

入国管理局：平成17年以降もこの目標を継続していきたいと考えておりまして、一応、平成17年3月の時点で、総括的な評価をして、さらに平成20年を最終年次とする5年間で半減に向けた目標について評価するという考えであります。

藤本座長：その趣旨はよく分かるのですが、こうして説明を受けた場合は良いのですが、説明を受けなくてこれを見た場合に1年間ダブっているという印象は拭えないと思うのです。犯罪対策閣僚会議の冊子を持っている人はごく限られておりますので、なおさら分からないと思います。そうしますと、それは専門家の説明となりますので、一般的な評価としますと、それにあわせるかどうかは別にして、法務省の施策としては、平成17年3月が評価の総括年次となっておりますから、達成目標が平成17年3月以降から平成20年3月まで、などとしないとピンとこないところがございます。もちろん、この年にあわせるなら、評価総括年次を平成16年1月にするとか、記述をあわせる必要があると思います。ここでは内閣ではなく法務省の仕事を評価するので、法務省の施策として何をやるのかということであって、犯罪対策閣僚会議がどうであるかは関係ないのではないのでしょうか。それにあわせる必要はあると思いますが、いずれにしても田辺委員の疑問が出てくると思います。

入国管理局：ご指摘の部分を踏まえまして検討させていただきたいと思います。

藤本座長：田辺委員、年次のところは、今の点を勘案してお任せしてよろしいでしょうか。

入国管理局：違いがあるので分かりにくいということでもよろしいでしょうか。

藤本座長：はい。その点を整理してくださいということです。

ほかにどなたかございますか。

山根委員：3ページの矯正職員に対する研修の充実強化の指標でたくさん記載されているのですが、簡単に説明していただきたいのですが、目標値というのがありますが、具体的にどのような指標になるのか教えていただきたいのですが。

藤本座長：矯正局お願いします。

矯正局：矯正職員に対しましては、専門的な研修をすることになっているのですが、その中で従来のやり方に加えまして、人権研修を中心に新たな取り組みをしたいというのが基本的な考え方でございます。その中で一つずつ簡単に申し上げますと、まず、指標の一つであります上級幹部を育成するための研修における新規人権研修科目の導入というのは、これまでやっておりませんでした人権研修の科目を増やして新たにやっていきたいということで、具体的には人権保障ですとか、人権意識の育成というものをやりたい、それも平成15年度中に研修にしたいという指標であります。二つ目の上級幹部を育成するための研修における福祉施設の体験実習の導入ですが、中央

研修でありまして、府中にあります矯正研修所でやっておりますが、その中で座学ばかりでなくて人権研修の一環として、施設に行きまして体験実習をさせようとするものでございます。これも同じように、平成15年度中の研修に導入するという指標でございまして。三つ目、すべて同じなのですが、新採用職員を対象とする研修、新たに刑務官になった者、法務教官になった者に対しても、新規人権研修科目を入れたいというものでございます。四つ目として、中間監督者に対する人権研修の受講者数と申しますのは、現場施設におきます課長、係長クラスに対する研修におきまして、同じく新たな人権研修を入れ、なおかつ受講者数を増やしたいというものでございます。対前年度増74人と申しますのは、これまで178名、これは何かと申しますと、刑務所、少年院、鑑別所すべてあわせると、178所あるのですけれども、各1名ずつの研修の予定がございました。それを新たに、刑務所でいろいろな問題がありましたので、行刑施設74施設ありますので、これを増やして対前年度増74人ということになります。最後の医療関係研修というの、人権研修の一環なのですけれども、たとえば、HIVですとか、B型C型肝炎の受刑者に対して、的確な人権に配慮したような処遇ができるように医療的な知識を持たせようといった研修でございまして、これも平成15年度中の研修計画でとにかくやるということが目標でございまして。

藤本座長：よろしいでしょうか。

山根委員：はい。ありがとうございます。

寺尾委員：今のところの基本目標のところ、「受刑者の人権を尊重した処遇が行われることにより、受刑者が円滑に社会復帰できるようにする。」という文言なのですが、受刑者の人権が尊重される処遇が行われないと受刑者は円滑に社会復帰できないということは、因果関係として不思議な文章だと思います。なぜ、受刑者の人権が尊重されなければいけないのかというと、人権の尊重されなかった受刑者は社会に恨みを抱くので、社会復帰した時に社会にうまく適合できない、そういうふうにも読めるなど、確かにそれはそうかもしれないけれども、そこまで確立された見方なのかというのが一つと、また、見方によっては、受刑者の人権の尊重がなされないのはよくないのは、その結果、出所した後の受刑者が社会に害悪を及ぼすからというふうにも読めなくもないと思います。ですから、ここで「より」というのは切った方がよいのではないかと。あるいは、社会復帰というところまで言う必要があるのか、ここの表現についてお考えになった方がよろしいのではないかと印象を持ちました。

藤本座長：矯正局どうでしょうか。

矯正局：確かにそのような趣旨分かりますので、検討させていただきたいと思います。円滑に社会復帰させるという点については、刑務所、少年院等職員は収容者を社会復帰させることに目的がありますので。

寺尾委員：はい、それはよろしいかと思いますが、因果関係ということで、「より」により二つが密接な関係があると読めるので、意地悪く読めば、人権侵害自体の問題ではなくて、社会秩序の維持にとって良くないからだけなのかと読めなくないので。

秘書課長：無理やりアウトカムにしようとしたのではないのでしょうか。人権尊重だけでもよろしいのでしょうか。

藤本座長：受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにするという点でよろしいのではないのでしょうか。どうしても専門家は社会復帰という言葉を使いますが、いろいろな処遇があって社会復帰があるのです。諸外国では社会復帰をやめてしまっています。

寺尾委員：目標を掲げること自体に異議を申し立てたいということではなくて、つながりの部分を検討していただきたいと思います。

藤本座長：そうですね、表現を考えていただきたいと思います。

矯正局：はい。

藤本座長：私も、高等科研修及び上級幹部に対して研修をしており、すでにスタートしております。ほかにもございませんか。なければ次に7ページの「(4)の国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理」から最後までで御意見があればお願いします。

藤本座長：次に7ページの「(4)国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」から最後までで御意見があればお願いします。

田辺委員：8ページの「国の利害に関係のある争訟の処理」ですが、現行では基本目標が1, 2, 3とありましたが、これをまとめたのかどうかよく分かりませんが、改定案では、現行の基本目標3のみが基本目標になっています。この基本目標の「第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる」とあるのは、「裁判の迅速化に関する法律」にある、「裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、」を引っ張ってきたものと思いますが、指標自体は、現行の終了した本訴事件の処理期間平均値で見ていったほうが良いような気がしますが。データを取ることが難しいのでしょうか。

藤本座長：訟務部門どうぞ。

訟務部門：委員ご指摘のとおり、基本目標を改定案のようにしているのは、昨年7月に施行されました「裁判の迅速化に関する法律」に、「裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ」ることとされているのを受けて、基本目標を「訟務部門が処理する本訴事件の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に以内に終了させる」としたものでございます。

藤本座長：今の回答でよろしいですか。

田辺委員：「2年以内」とするのはかまわないのですけれども、処理期間は短ければ短いほど良いわけですから、それが見れるような指標を設けるべきだと思います。改定案の指標に「事務指導回数を増加させる」とありますが、これを増加させると本当に「2年以内」に処理できるようになるのでしょうか。おそらく指導が入るので期間は短くなるんでしょうけれども、結果どうだったかという、アウトカムベースで見れる指標をもって、どう期間が短くなったのかを示すほうが良いのではないのでしょうか。ここの指標の部分についていえば、改悪だなあと思うのですが。改悪するのなら理由があるはずで、だからデータを取るのが困難なのかなあと思って質問しました。

訟務部門：訴訟を早く終わらせるために、国側として努力できることは何かということ考えたときに、裁判所や原告等の関係もあるわけですが、指標としては、法務局の職員等に対する指導等があるのではないかと考えたことから、法務局の訟務従事職員に対する事務指導回数の増加と、訟務担当者会議等への参加行政庁職員数の増加を指標にしました。訟務の事務処理にあたっては、法務省と各行政庁が車の両輪となっていくことが必要ですので、この2つを指標としました。

秘書課長：聞かれているのは、現行では「本訴事件の処理期間平均値」としていたものを、なぜ、「地方法務局の訟務従事職員に対する事務指導の充実強化」や「訟務担当者会議等の充実強化」にしたのかということです。改定案の指標はこれはこれで意味があるものと思うのだけれども、現行よりも改定案の方が良いとする理由は何なのでしょうかということです。先ほどの議論にあったように、達成目標は、行政側すなわち訟務部門ができることを掲げるべきであることから、指標もアウトプットベースで定めた、とそういうことですか。

訟務部門：いままで処理期間平均値としていたものを、改定案で2年以内としました。かなりの事件が2年以内に終了しておりますが、いろいろ複雑な法律関係が絡んだ訴訟とか・・・。

秘書課長：処理期間の平均値というのは、基本的には裁判所の訴訟指揮等のこともあり、相手の問題もあるから、行政側が掲げる指標としては適当でない、ということなのですか。

訟務部門：処理期間の平均値を掲げることが必ずしも適当でないということではありませんが、裁判手続の迅速化に関する法律を受けて、2年以内にすべてを終わらせるという目標の方が適当であると考えたものです。

秘書課長：それは達成目標の話であって、質問は、指標についてです。現行では、処理期間平均値を指標としていたものを、なぜ、2年以内に終了させるとして基本目標にして、事務指導と訟務担当者会議等を指標としたのか。

訟務部門：現行の基本目標が「訟務事務処理体制を充実強化する」としており、指標が「終了した本訴事件の処理期間平均値」としていたものですが、こういったものを基本目標に掲げることは適当ではなく、むしろ、指標にある処理期間が目標になるのではないかと指摘があったためです。

田辺委員：なんとなく分かってきたんですけども、基本目標に2年以内に終了させるとあって、これに対して、指標をどのように考えているのかよく分からないのですが。指標にある事務指導や訟務担当者会議等については、行政が何をしているのか分かるのですが、処理期間を短縮するということが基本的な目標なわけですから、一番分かりやすい指標は何かといえば、処理期間平均値とするのが普通ではないのでしょうか。処理期間平均値とすると裁判所や訴訟の相手側のこともあって、行政としてすべて責任を負えないというのはそれはそれとしてわかるのですが、処理期間がどのように推移しているのか、2年以内に処理できないのであるならば、それはどこに原因があるのかを分析するためにも、指標として処理期間を出しておくべきだと思いますが。

藤本座長：それでは、田辺委員のご指摘も踏まえて検討してみてください。

ほかに何か。

寺尾委員：9ページの「女性職員の採用・登用拡大の推進」のところ、言葉が気になったのですが、基本目標に「法務省における女性職員の採用・登用が拡大される」とありますが、これを直されて「法務省における女性職員の採用・登用の拡大により男女共同参画社会の形成に寄与する」というようにされた方がいいのではないのでしょうか。これですと、ただ増やせばいいのかというふうに読めますので、女性職員の採用・登用の拡大には目的があるわけですから、それを明示したほうが良いと思います。

藤本座長：これは人事課ですね。

人事課：委員のご趣旨はよくわかるのですが、とりあえず、女性職員の採用・登用自体が拡大されることに意味があると、このように人事課としては考えましてこのような目標にしました。男女共同参画社会の実現に寄与するといった大上段に構えた目標とはせず、女性職員の数が法務省の中で増えるということが、女性のロール・モデルが増えるということになり、「増える」こと自体の意味を強調したかったものです。

寺尾委員：それも男女共同参画社会の形成に寄与することだと思います。

人事課：おっしゃるとおりなのですが、目標を「男女共同参画社会の実現に寄与する」とすると大上段に構えずではないのかと考えました。

寺尾委員：しかし、男女共同参画基本法ができ、その中で、政府、国民全体が男女共同参画社会の実現に寄与するべく取り組みを行うこととされていますので、基本目標に掲げて問題ないのではないかと思います。

藤本座長：この政策について政策評価の対象とすべきと提案された島野委員、いかがですか。

島野委員：基本目標に「拡大される」とありますが、これは受身のつもりでこのように書かれたのですか。「拡大する」ではいけないのでしょうか。

人事課：「拡大する」ですと、アウトプットの表現になると考えまして、このような表現振りにしましたが、受身ではありません。

寺尾委員：数自体を増やすことが目的ではなくて、それによって男女共同参画社会を実現するんだと思います。たとえば、女性の数を限りなく増やして100%にするわけではないわけですよね。なぜ、女性の採用を増やすことがよいのかについては、公務員に占める女性職員を増やすということ自体が、男女共同参画社会の実現に寄与するということになるんだと思います。ですから、数が増えた後、次の段階としてどうするのかを考えると、戻っていける場所があったほうがいいのではないかと思います。男女共同参画基本法を見ると男女共同参画社会の実現ということが規定されていますので、数が増えて達成目標をクリアした後、どのような目標を設定するのかを考えるにも基本法に帰っていけるということがあるのかと思います。

人事課：ご指摘はごもっともかと思いますが、ただ、「男女共同参画社会の実現に寄与する」という書き方が、アウトカムということになるのかということと即断しかねるのです

が、「拡大される」という成果が見てとれる形にすれば、まず、数が増える、そして、男女共同参画社会が形成されるということですので、基本目標としては「拡大される」というところまで掲げれば良いのではと考えております。

寺尾委員：基本法自体が、「男女共同参画社会の形成」というのを一つのフレーズとして使っているわけなんです。私としては必ずしも良くはないと思うのですが、そういう言い方をしていますので、それを使って申し上げているわけなんです。どのように記載するかはおまかせしますが、たとえば、看護師さんの世界で女性の割合を増やすということは言わないと思うんですよね。むしろ男性の割合を増やす方が良いわけですから。なので、女性の割合を増やしてその後目指すところを目標に盛り込む方が誤解が少ないかと思います。

人事課：ご趣旨は良く分かりますし、委員と私どもと目指すところは同じかと思えます。あとは、基本目標のアウトカムベースの記載方法について、他部局とも調整させていただかなければならないかと思えますので、その点については検討させていただいてよろしいでしょうか。

藤本座長：よろしいですか。

島野委員：公務員の中で女性職員の採用・登用の拡大というのは、法務省だけで考えて基本目標を設定してやっているものではなくて、男女共同参画推進本部の中で取り組むこととされたものであって、その一翼を担って法務省としても取り組みを推進しているのだから、そういう大きな捕らえ方をすれば、アウトカムの書き方としては、今、寺尾委員が仰ったような言葉があれば、政府全体の取り組みの流れの中で明確に位置づけることができると思います。ただ、法務省の政策評価なので、法務省の仕事として目標を定めていますので、「女性職員の採用・登用拡大の推進」もそのようになっているのかと思います。

藤本座長：その点は、人事課の方で検討されて、少なくとも、「拡大される」ではなく「拡大されるようにする」等分かるようなものにすべきかと思えます。「男女共同参画社会の実現」というフレーズを入れるかどうかについては、後で検討していただくということでもよろしいでしょうか。

寺尾委員：6ページの「「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施」ですが、指標に「麻原の影響力、危険な綱領の保持など」とありますが、これは記載しなくとも良いのではないかと思うのですが、他の指標を見ますと、もう少し抽象的なものを定めているものもありますので。ちょっと違和感を覚えただけというものです。一読者としての感想です。

藤本座長：公安調査庁いかがですか。

公安調査庁：指標ですので、なるべく具体的にしました。「危険性」といっても、何をもちって危険だと言えるのか、国民の皆さんにも理解していただきやすいような記載にしました。公安調査庁としては何を危険性としているのかを示したものです。しかし、委員ご指摘のように（ ）書きがなくとも十分お分かりいただけるということであるならば、削除することに異論はありません。

藤本座長：寺尾委員、これでよろしいですか。

寺尾委員：私としては、そのように感じたということをお知らせすればそれで結構です。

藤本座長：そのほかに何かありませんか。ここの部分につきましても、立石委員から御意見をいただいておりますので、事務局から、資料9ページの「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」と資料10ページの「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」についての御意見を読み上げていただけますか。

立石委員：法整備での国際協力は当然であり、ここでの記述に異論はない。ただ、日本企業の立場から言わせてもらえば、アジア諸国の知的財産権をめぐる法制度の整備動向が死活問題となる可能性がある。この分野でアジア諸国の法整備が国際水準に近づけば、相当なメリットが日本企業に及ぶだろう。法制度の中身まで踏み込んだ話がで

きるのであれば、「国際的なルール・法整備環境の整備」に向けた国際協力の一環で、知的財産権に関する法整備支援を進めてほしい。表向きの基本目標は海外支援だが、本音は日本企業の権利維持・競争力維持にある。

藤本座長：これは施設課ですか。

施設課：施設課は施設整備を評価の対象としていますが、委員のご意見の中身は法整備にありますので、当課からコメントすべきことはありません。

藤本座長：それでは法務総合研究所の方から。

法務総合研究所：委員のご指摘、よく理解できるものであります。法務総合研究所といたしましては、知的財産権の保護が重要であることについて十分承知しておりまして、たとえば、お手元にある平成14年度法務省事後評価実施結果報告書の101ページを見ていただきたいのですが、その中段に記載がありますとおり、「知的財産権に関する法制度の研究」を研修テーマとして、期間延べ33日、参加人員13名と、カンボジア、中国、ラオス、ミャンマーなど複数の国から研修員を招いて国際研修を実施しておりまして、これらの国は知的財産権の保護の法整備が不十分であることなどから、日本の研修員も含めまして、お互いの国の知的財産権の保護の状況等について研修を行っているところでございます。

藤本座長：ここの部分について、何かご意見ございますか。これまで、平成15年度の政策評価の評価手法等についてひととおり御意見を伺ってまいりましたが、何か追加して御意見はございませんでしょうか。次に、平成16年度の実施計画の案について、御議論していただきたいと思っております。まず、事務局から説明願います。

森本課付：それでは、平成16年度の政策評価の実施計画の案についてご説明いたします。来年度の政策評価は、平成14年度から平成16年度までの3年間を計画期間とする現行の基本計画と、平成16年度の実施計画に基づき実施することとなります。新たに策定する来年度の実施計画の案は、資料5として席上に配布させていただいておりますが、その内容は、基本的に、平成15年度の実施計画を踏襲することになります。つまり、政策評価の対象とする政策の範囲も、実績評価における基本目標、達成目標、指標の設定も、基本的に、平成15年度の実施計画におけるものと同じのものとなりますが、新たに、いくつかの政策を政策評価の対象として加えることなどを考えています。資料5をご覧くださいと思います。これにありますように、まず、人権擁護局の所管の政策として、「人権侵犯事件の適正な調査・処理」、「人権相談の充実」及び「人権啓発活動の推進」について新たに実績評価を実施しようと考えています。また、昨年3月の第3回政策評価懇談会において、過剰収容対策等についても評価の対象とするべきとの御意見をいただきましたところ、昨年12月22日に取りまとめ・公表いたしました、「行刑改革会議提言」等に盛り込まれた内容等を踏まえまして、政策評価の対象として馴染むものがあれば、新たに目標等を立てて評価を実施すべく検討を進め、その結果、来年度から、「民間との協働による犯罪者の更生」、「行刑施設における過剰収容の緩和」及び「行刑行政の透明性の確保」について、新たに実績評価を実施しようと考えています。さらに、平成15年度に引き続き実施することとしている「矯正職員に対する研修の充実強化」、「矯正施設における教育活動の推進」及び「更生保護活動の推進」につきましては、来年度より、資料5にありますとおり、指標を変更して実績評価を実施することを考えています。平成16年度の政策評価の実施計画の案については、以上のとおりですが、これらの新たに政策評価の対象とすることを考えている「人権侵犯事件の適正な調査・処理」などの政策につきまして、基本目標や達成目標、指標などについて御意見をお伺いさせていただきたいと思っております。また、併せまして、政策評価の実施対象とする政策の範囲につきましても、評価の困難さなどから、必ずしも、直ちに評価の対象とできないものもあるかと思っておりますが、このような政策も評価の対象とすべきではないかというようなご意見があれば、お伺いさせていただきたいと思っております。

藤本座長：平成16年度の政策評価は、基本的に、平成15年度の政策評価と同じ手法で実施するということですが、この点については、問題はないはずですので、資料5

に記載されている政策の評価手法等について御意見を伺いたいと思います。何かありませんか。それではしばらく考えていただく間に、ここの部分につきましても、立石委員から御意見をいただいておりますので、事務局から、資料2ページの「行刑施設における過剰収容の緩和」についての御意見を読み上げていただけますか

立石委員：過剰収容の問題は私が前から気になっていた点である。この政策が今回盛り込まれたことは高く評価できる。ただし、過剰収容の緩和に向けての対応は、ここに挙げられている「施設整備の促進」といったハード面に限られるものではない。すなわち、受刑者の更生をスピードアップする、あるいは質を高めるといったソフト面での対応も考えられると思う。収容能力の拡充以外に緩和を進められる方法についても、あわせて検討を進めてほしい。

藤本座長：矯正局、お願いします。

矯正局：委員の言われていることは、早期仮釈放といったこともあろうかと思えます。ただし、矯正局としては、仮釈放の許可を与えることができるわけではございませんので、施設内において、有効な分かりやすい処遇を行って、仮釈放の申請をなるべく早くするような方策を考えてまいりたいと思います。

藤本座長：ほかにどなたかございませんか。

藤本座長：それでは、最後に、来年度以降、政策評価の実施対象とすべき政策の範囲等について、御意見を伺いたいと思います。平成16年度は、ただ今御意見を伺いました資料5に記載されている政策についても新たに政策評価を行うということですが、ほかにもこういう政策についても評価を行うべきではないかとか、そのような御意見があればお伺いしたいと思います。何かございますか。ないようでしたら、一つだけ、資料5の1枚目の1の(2)の「人権相談の充実」のところで、達成目標1が女性で、達成目標2が子ども、達成目標3が外国人となっておりますが、もう一つの社会的弱者である高齢者についてはなぜ入っていないのでしょうか。

人権擁護局：子ども、女性、外国人以外にもさまざまな人権上の問題はございまして、この中で最も社会的にも問題になっているのは、女性と子どもであろうということがございまして、女性と子どもにつきましても、ホットラインというものがございまして、そして外国人については、通訳の問題等もございまして、特別相談を実施しております。そして、当然、高齢者につきましても、人権相談一般の中で取り扱っておりますが、特別相談ということで、子ども、女性、外国人の3つをあげさせていただきました。

藤本座長：といたしますのも、児童虐待が起こって、配偶者暴力が起こりますと、その次に高齢者虐待が起こるとというのが、これはもう、先進諸国の一つの流れなんですね。日本でも、すでに高齢者虐待という事実が現れていますので、せっかく16年度の目標とするのでしたら、先取りするといった形で、達成目標に高齢者を巡る人権問題に関する相談を加えたほうが良いと思えますが。

人権擁護局：当然、高齢者の問題も重要なのでございまして、特別相談所という形でやっておりますのが、女性と子ども、外国人でありまして、新たに高齢者を特別相談で行うこととなりますと予算措置等の問題がございまして、16年度では評価できなくなってしまう。高齢者の問題も大変重要であると考えておりますが、今回達成目標に取り込むことは難しいと考えております。

藤本座長：わかりました。将来の課題として考えておいてください。

寺尾委員：1(1)の「人権侵犯事件の適正な調査・処理」のところですが、「女性に対する人権侵犯事件の取組強化」とありますが、これは「女性に対する人権侵犯事件への取組強化」ということでしょうか。

人権擁護局：そのとおりです。

寺尾委員：それでは「へ」を入れた方が良いでしょう。

寺尾委員：それともう一つ、言葉の問題なのですが、こういうふうに確立してしまっているからだと思うのですが、「人権相談」という言葉について、この「相談」というのは、お互いに話し合いますというのではなく、適切なアドバイスをしたり、

情報を与えたりしていますね。「相談」というより、この部分、要するに専門性があるのですよということを、「相談」という言葉に代えて使うべきではないのでしょうか。これも気になったというだけで、何か良い対案があるわけではございません。人権相談は英訳するとどうなるのですか。

人権擁護局：カウンセリング（Counseling）です。

藤本座長：よろしいですか。御議論は以上までとさせていただきますが、実施計画等の改定や策定について、事務局から説明願います。

森本課付：資料6をご覧いただきたいと思います。これにありますように、平成15年度の政策評価は、平成13年度に策定した基本計画と実施計画に基づいて実施しているところですが、本日、皆さまからいただいた御意見も踏まえまして、本年度中に、これらについて改定を行うとともに、併せて、平成16年度の実施計画についても、策定したいと考えております。

藤本座長：委員の皆さまの御意見については、取り入れるべきものは取り入れて、実施計画等の改定・策定作業を行っていただきたいと思います。

藤本座長：それでは、予定の時刻となりましたので、本日はこのあたりまでとさせていただきます。事務局の方から何かありましたらお願いします

秘書課長：本日も、非常に貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

本日の御議論につきましても、議事録を法務省のホームページで公表することといたしますが、これまでと同様、事務局で議事録案を作成し、後日、皆さまに送付させていただきますので、御確認いただけますようお願いいたします。皆さまには、政策評価懇談会の委員として2年間の任期で御協力をお願いしてまいりましたところ、今回の会議が最終回となります。皆さまにおかれましては、ご多用中にもかかわらず、2年間もの長きに渡り、当懇談会に御協力いただき誠にありがとうございました。これを機会に、法務行政について、一層の御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

藤本座長：本日はこれで閉会とさせていただきます。皆さま、ありがとうございました。

【以上】